

別記第4号様式（第2条関係）

年 月 日

恵庭市長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

定 款 変 更 認 証 申 請 書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前

2 変更の理由

(備考)

- 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔3部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔3部〕を添付すること。
- 所轄市の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
 - 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔3部〕
 - 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
 - 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔3部〕

4 法第 52 条第 3 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 26 条第 1 項の所轄市の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2 及び 3 に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 法第 44 条第 2 項の規定により市に提出した同項第 1 号に規定する寄付者名簿（特例認定特定非営利活動法人を除く。）その他の同項各号に掲げる添付書類の写し
- (2) 認定又は特例認定に関する書類の写し
- (3) 法第 55 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により市長に提出した直近の法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで（法第 62 条において準用する場合を含む。）に掲げる書類の写し
- (4) 法第 55 条第 2 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により市長に提出した直近の法第 54 条第 3 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の書類の写し

（日本産業規格 A4）

別記第5号様式（第2条関係）

年 月 日

恵庭市長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

定 款 変 更 届 出 書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項により読み替えて適用する同法第25条第6項・第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法第25条第6項）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

(1) の変更（第 条）

変 更 後	変 更 前

(2) 変更年月日

年 月 日

2 変更の理由

- 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔1部〕
 - 変更後の定款（法第25条第6項）〔3部〕（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第4号。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合にあつては、1部。）
- 2以上の市町村の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項又は法第62条において準用する法第52条第1項の規定に基づき、市長以外の市町村長に提出する場合には、提出先の市町村が定めるところによること。

（日本産業規格 A4）

(1) 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

特定非営利活動法人〇〇〇〇第××回総会議事録

- 1 日 時 年 月 日 時～ 時
2 場 所 ※住所及び会場名を記載する
3 出席者数 社員総数 人のうち 人出席 (うち書面表決者 人、表決委任者 人)
4 審議事項

- ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・ 定款変更に関する事項
- ・ 事業計画及び収支予算に関する事項 (行う事業の変更の場合)
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認 (所轄庁の変更を伴う場合)

等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

押印については、定款で規定されている
とおり (定款で議事録署名人が記名押印
しなければならないと規定されている場
合は押印が必要)

議 長
議事録署名人
同

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。
- 3 本書は謄本を所轄庁に提出し、原本は法人が保管する。
- 4 社員総会で代表権のある理事の選任を決議した場合、登記手続きの関係で登録員の押印が必要となる。

(3) 定款の変更の日に属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（作成例）

〇〇年度事業計画書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 定款の変更の日に属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定月日、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
また、定款の変更に係る事業については、「定款の事業名」欄には当該事業の冒頭に「(認証後)」、「実施予定月日」欄には「認証後」と記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定月日、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、定款の変更の日に属する事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
- 7 事業費の予算額は、活動予算書の事業費の予算額との整合性を図る。

※ この書面は、事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出します。
申請受理後2週間、縦覧されます。

(4) 定款の変更の日に属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（作成例）

① 定款にその他の事業を掲げていない場合又はその他の事業の実施を予定していない場合

〇〇年度 活動予算書
年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

科目		金額（単位：円）		
I 経常収益				
1 受取会費		×××		
正会員受取会費		×××		
賛助会員受取会費		×××	×××	
.....				
2 受取寄附金		×××		
受取寄附金		×××		
施設等受入評価益		×××	×××	
.....				
3 受取助成金等		×××		
受取民間助成金		×××	×××	
.....				
4 事業収益		×××	×××	
〇〇事業収益		×××	×××	
5 その他収益		×××		
受取利息		×××		
雑収益		×××	×××	
.....				
経常収益計				×××
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....				
人件費計		×××		
(2) その他経費		×××		
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
施設等評価費用		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....				
その他経費計		×××		
事業費計			×××	
2 管理費				
(1) 人件費		×××		
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....				
人件費計		×××		
(2) その他経費		×××		
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		

施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）

人件費とその他経費に分けた上で、費用の形態別に内訳を記載

施設等受入評価益も併せて計上（計上は法人の任意）

.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) その他の事業を定款で掲げていない法人は、この脚注は不要。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1 受取寄附金

受取寄附金振替額

使途等の制約が解除されたことによる指定
正味財産から一般正味財産への振替額

×××

II 経常費用

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

.....

一般正味財産への振替額

△×××

「受取寄附金振替額」と同額をマ
イナス計上

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 定款の変更の日に属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合で、その他の事業を実施していないときは、上記の脚注のように記載し、その他の事業を行う場合は、②定款にその他の事業を掲げ、その他の事業を行う場合の作成例のように活動予算書を作成する。
- 4 定款の変更の日に属する事業年度の活動計算書に係る「次期繰越正味財産額」と翌事業年度の活動計算書に係る「前期繰越正味財産額」は、同額となること。
- 5 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する費用で、管理費以外のものをいい、当該事業の実施のために直接要する人件費、交通費等の費用が含まれる。なお、事業計画書に記載している内容との整合性を図る。
- 6 特に、費用規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総費用に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。（この点については、「北海道におけるNPO法の運用方針」（122頁）を参照。）

※ この書面は、事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出します。
申請受理後2週間、縦覧されます。

② 定款にその他の事業を掲げ、その他の事業を行う場合

〇〇年度 活動予算書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			×××
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
.....	×××		
2 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5 其他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××

施設等評価費用も併せて計上(計上は法人の任意)

人件費とその他経費に分けた上で、費用の形態別に内訳を記載

施設等受入評価益も併せて計上(計上は法人の任意)

人件費とその他経費に分けた上で、費用の形態別に内訳を記載

(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	×××		
.....	×××		
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業で
得た利益の振替
額

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 定款の変更の日に属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合で、その他の事業を実施していないときは、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとするか、①定款にその他の事業を掲げていない場合又はその他の事業の実施を予定していない場合の作成例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業の実施を予定していません。」と明記する。
- 4 その他の事業から収益が生じる場合には、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰入が明らかになるような科目として「経理区分振替額」を追加する。
- 5 定款の変更の日に属する事業年度の活動計算書に係る「次期繰越正味財産額」と翌事業年度の活動計算書に係る「前期繰越正味財産額」は、同額となること。
- 6 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する費用で、管理費以外のものをいい、当該事業の実施のために直接要する人件費、交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。なお、事業計画書に記載している内容との整合性を図る。
- 7 特に、費用規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総費用に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。(この点については、「北海道におけるNPO法の運用方針」(122頁)を参照。)

※ この書面は、事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出します。
申請受理後2週間、縦覧されます。

(5) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事			
理事			
理事			
.....			
監事			
.....			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「氏名」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名と一致するように記載する。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所と一致するように記載する。
- 5 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 6 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

※ この書面は、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り、提出します。
申請受理後2週間、縦覧されます。

(6) 確認書

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された総会において確認しました。

△△年△△月△△日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者 住所又は居所
氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件
イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

別記第5号様式の2（第2条関係）

年 月 日

恵庭市長 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項）の規定により、提出します。

記

当該変更に係る登記事項証明書

（備考）

- 1 登記事項証明書の写し〔2部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第5号）。ただし、条例第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、当該写しの添付を要しない。
- 2 2以上の市町村の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長以外の関係市町村長に提出する場合には、提出先の市町村が定めるところによること。

（日本産業規格 A4）

別記第5号様式の4（第2条関係）

年 月 日

恵庭市長 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

定款変更に関する閲覧及び謄写の用に供する書類の提出書

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第3号の規定により、次の閲覧及び謄写の用に供する書類を提出します。

記

- 1 当該変更後の定款 2部
- 2 当該変更の認証に係る認証書の写し 2部

（日本産業規格 A4）